

お客様各位

株式会社 JKW

## 安全データシート（SDS）の改訂について

拝啓 師走の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ですが、首題の件、化学物質排出把握管理促進法（以下、化管法）の改正により安全データシート（以下、SDS）を改訂致しますので下記の通り、ご連絡申し上げます。  
なお、SDSの記載内容に変更は御座いますが、溶接材料の製品表示には変更は御座いません。

今後とも、JKW溶接材料をご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

—記—

### 1. 改訂される SDS

全ての銘柄の SDS

### 2. 改訂概要（詳細は別紙をご参照ください）

化管法の改正により、SDS制度の指定化学物質が変更されます。

- ①化管法第1種指定化学物質の表（3項、15項）に関し、『管理番号』を追加致します。  
『管理番号』は2023年度把握分（2024年4月届出）から適用されます。  
（政令番号は政令改正毎に変わる可能性がありますが、『管理番号』は指定化学物質に対応する固有の番号となり原則維持されます）
- ②16項に粉じん障害防止規則、特定化学物質障害予防規則に関する記載を追加致します。

### 3. 実施時期

弊社ホームページ掲載の SDS は 2023年1月1日に更新致します。

ご質問等ございましたら、弊社営業担当までお問い合わせください。

以上

**別紙**

**【具体的な変更内容】**

① SDS 3 項 (組成及び成分情報) と SDS 1 5 項 (適用法令) の第 1 種指定化学物質に『管理番号』を追加致します。

(3 項 改訂前)

(3 項 改定後)

**3. 組成及び成分情報**

化学物質・混合物の区別  
混合物

危険有害性成分

“労働安全衛生法 第57条の2”の通知対象物質：

成分	政令番号	CAS No.	濃度 (%)
シリカ	165-2	-	≤10
マンガン及びその無機化合物	550	-	≤10
酸化チタン(IV)	191	13463-67-7	≤10
酸化鉄	192	1309-37-1	≤5

“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法、いわゆるPRTR法）”の第一種指定化学物質及びその含有率 (%)：

成分	政令番号	CAS No.	濃度 (%)
マンガン及びその化合物	412	-	3.5

(1 5 項 改訂前)

**3. 組成及び成分情報**

化学物質・混合物の区別  
混合物

危険有害性成分

“労働安全衛生法 第57条の2”の通知対象物質：

成分	政令番号	CAS No.	濃度 (%)
シリカ	165-2	-	≤10
マンガン及びその無機化合物	550	-	≤10
酸化チタン(IV)	191	13463-67-7	5-15
酸化鉄	192	1309-37-1	≤5

“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法、いわゆるPRTR法）”の第一種指定化学物質及びその含有率 (%)：

成分	政令番号 <sup>1)</sup>	管理番号 <sup>2)</sup>	CAS No.	濃度 (%)
マンガン及びその化合物(マンガンとしての含有量)	412	412	-	3

\*1: 2023年4月1日改正前（2022年度把握分の届出まで使用）

\*2: 2023年4月1日改正後（2023年度把握分の届出から使用）

(1 5 項 改定後)

**15. 適用法令**

該当法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報：

労働安全衛生法 名称等を通知すべき有害物：

化学名	政令番号
シリカ	165-2
マンガン及びその無機化合物	550
酸化チタン(IV)	191
酸化鉄	192

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 第一種指定化学物質：

化学名	政令番号
マンガン及びその化合物	412

② SDS 1 6 項 (その他の情報) に粉じん障害防止規則、特定化学物質障害予防規則に関する記載を追加致します。

**15. 適用法令**

該当法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報：

労働安全衛生法 名称等を通知すべき有害物：

化学名	政令番号
シリカ	165-2
マンガン及びその無機化合物	550
酸化チタン(IV)	191
酸化鉄	192

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 第一種指定化学物質：

化学名	政令番号 1)	管理番号 2)
マンガン及びその化合物(マンガンとしての含有量)	412	412

1) 2023年4月1日改正前（2022年度把握分の届出まで使用）

2) 2023年4月1日改正後（2023年度把握分の届出から使用）

	改訂前	改訂後
1 6 項 【溶接作業上の注意】 ヒューム・ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>“粉じん障害防止規則”によって、アーク溶接作業は“粉じん作業”として同規則に基づく管理が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>“粉じん障害防止規則(以下粉じん則)”によって、アーク溶接作業は“粉じん作業”として同規則に基づく管理が必要である。また、“特定化学物質障害予防規則(以下特化則)”において溶接ヒュームは特定化学物質(管理第2類物質)であり、金属アーク溶接等作業は同規則に基づく管理が必要である。</li> </ul>
1 6 項 【溶接作業におけるばく露防止及び保護措置】 保護具 呼吸用保護具	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な呼吸用保護具を着用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>粉じん則および特化則で規定する有効な呼吸用保護具を着用する。</li> <li>屋外の溶接や、屋内の溶接で特化則における個人ばく露測定の結果、要求防護係数が非常に低い場合でも、粉じん則で規定する呼吸用保護具が必要である。</li> <li>溶接作業の種類、作業場所などによっては、ヒュームだけでなく、有毒ガスや酸欠などにも対応した呼吸用保護具が必要となる。</li> </ul>